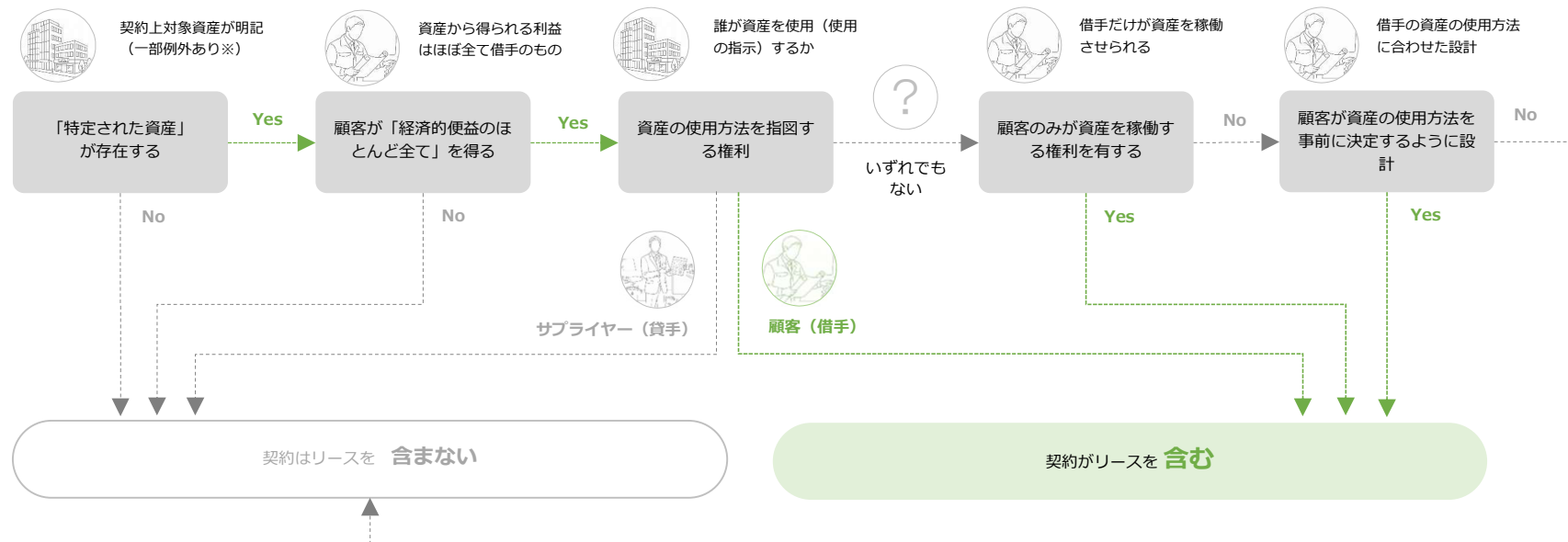


！ リースの識別 判定フローチャート



※契約上対象資産が明記されていたとしても、①サプライヤーが、使用期間全体を通じて当該資産を他の資産に代替する実質上の能力を有していること。②資産を他の資産に代替することからもたらされる経済的利益が、代替コストを上回ると見込まれ、サプライヤーが代替権の行使により経済的利益を享受することの二つ両方を満たす場合、特定された資産に該当しない。上表においては、「No」に該当し、契約はリースを含まないとなる。